

議案第48号

葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、旅費の種目及び内容の見直しをする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第18号）
の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「近接地（職員の旅費に関する条例（昭和30年葛飾区条例第10号）第2条第3項ただし書に規定する近接地をいう。）」を「、東京都（島しょを除く。）、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の区域」に改め、同条第3項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費、死亡手当」に改め、「額は」の次に「、葛飾区長等の給与等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第20号）に定める」を加え、同項ただし書中「は、」の次に「同条例に定める」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。